

静岡市自主運行バス(ゆいばす・由比蒲原病院線)の運賃改定について

1 協議概要

道路交通法第4条の規定により運行する由比地区自主運行バス(ゆいばす)及び由比・蒲原病院線について、先に協議しました井川線及び両河内線(大平・板井沢・但沼系統)(同法第78条第2号)同様に運賃改定を実施する。

改定方針は、地域間の乗客の公平性を確保するため、公費を投じる旅客運送事業において、統一的な運賃体系の設定を目的に令和8年度から運行を開始する地元自治会やNPO法人が運営主体となる運行(静岡市交通空白地における自家用有償旅客運送事業費補助金要綱に基づく運行)と均衡を図ることとする。

なお、本2路線については、同法第9条第5条の規定により意見募集を実施した後、別途実施する運賃協議分科会にて協議するものとする。

2 スケジュール

1月26日(月)	改定(案)報告
1月下旬～2月中旬	意見募集
2月中下旬	運賃協議分科会(書面開催を予定)

3 改定(案)の概要

- ・静岡市交通空白地における自家用有償旅客運送事業費補助金要綱に基づく運行と均衡を図る。
- ・上記を改定の原則とした上で、従前の運賃体系からの変更により戸惑いが生じないように、運賃が変わる区域(ゾーン)の設定を簡素化する。
- ・定期乗車券制度について、すべての利用者を対象に設定する

4 改定(案)の詳細

- ・由比自主運行バス:別紙 10-1 参照
- ・由比・蒲原病院線:別紙 10-2 参照